

東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と 大規模災害対策の確立に関する決議

東日本大震災から5年余りが経過し、国は、平成28年度以降の5年間を「復興・創生期間」と位置付け、必要な支援を実施していくこととしている。

しかしながら、被災地においては、地域ごとに復興の進捗状況にばらつきがあり、特に、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた地域においては、未だ多くの被災者が故郷に帰還することが出来ず、不自由な避難生活を余儀なくされている。

また、本年4月に発生した平成28年熊本地震は、熊本県をはじめ、大分県、福岡県、宮崎県など広範囲にわたり甚大な被害をもたらし、地域の住民生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている。

今後、被災町村では、本格的な復旧・復興に全力で取り組むこととなるが、被災町村の財政基盤は脆弱であるため、国による万全な支援が不可欠である。

加えて、将来、想定される南海トラフ巨大地震、首都直下型地震、東海地震等の大地震や火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に備え、災害対策を強化すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

I 東日本大震災からの復興

- 1 平成28年度から始まる「復興・創生期間」においても、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進できるよう、国は、基本方針に基づき、復旧・復興が完了するまでの間、万全の予算措置を講じること。

- 2 被災自治体に対する人的支援等が中・長期にわたり円滑に行えるよう、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。
- 3 地域産業の復興支援のため、「農業・農村の復興マスタープラン」及び「水産基本計画」に基づく施策を着実に実施するとともに、震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等、各支援策の拡充・強化を図ること。
- 4 復旧・復興に係る公共事業の円滑な施行を図るため、建設業の人手不足・資材の不足や高騰について、早急に対策を講じること。
また、地震・津波によって被害を受けた鉄道、道路、防潮堤等のインフラ整備を早急に行うこと。
- 5 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」に基づき、原子力災害からの復興・再生を着実に実施すること。
特に、廃炉・汚染水対策を含む原発事故の早期収束に万全を期すとともに、中間貯蔵施設の早期整備に向け、地権者への丁寧な説明による迅速な用地取得を図ること。

II 平成28年熊本地震からの復旧・復興

- 1 今後、町村が財政面で安心感をもって復旧・復興に取り組んでいくため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援について、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別の立法措置を講じること。
- 2 地震により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。

3 今回の地震により大きな被害を受けた道路・橋梁・空港等の公共土木施設、農林水産業施設、学校教育施設、庁舎等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講じること。

また、被害を受けた企業や農林水産業等の経営再建に向けた支援措置を講じること。

4 被災した建築物等のがれきをはじめとする災害廃棄物の早期処理のため、それに係る撤去等必要な経費に対し、特別な財政措置を講じること。

Ⅲ 大規模災害対策の確立

1 「大規模災害からの復興に関する法律」等が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に対応するため、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保すること。

2 庁舎や避難所など公共施設の耐震化対策に計画的に取り組めるよう、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財政措置を講じること。

以上、決議する。

平成28年6月1日

全国町村議会議長会
都道府県会長会